平成２５年（フ）第１６６号
金沢市北安江４丁目22番17号　パリエ北安江303号、従前の住所金沢市新神田１丁目10番148号
債務者　光川　澄子
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１６５号
岐阜市茜部大野２丁目148番地１
債務者　花春こと　出口　友子
1　決定年月日時　平成25年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１７２号
奈良市南京終町７丁目595番地の７　ぷらむハウス501号
債務者　中川　和子
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１６２号
広島県安芸郡熊野町出来庭５丁目18番16―202号
債務者　海木　美保
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３７８号
広島市中区舟入町８番23―406号
債務者　髙田　智己
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４１８号
広島市佐伯区五日市町大字皆賀354番地23
債務者　久保　優子
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４１号
鹿児島県鹿児島市小川町５番11号　小川町ビル101号
債務者　竹之内建宏
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１４４号
鹿児島県いちき串木野市まぐろ本町１番地１、住民票上の住所宮崎県延岡市北浦町市振1336番地
債務者　波越　隆通
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１５４号
鹿児島県鹿児島市小松原１丁目５番31号　カーサ小松原403号
債務者　中山　　亨
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１６３号
鹿児島県日置市伊集院町郡1274番地　ピュアパレス伊集院301
債務者　野﨑真由美
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第７２号
三重県津市末広町29番12号、前住所三重県津市下弁財町津興780番地２
債務者　太田　栄邦
1　決定年月日時　平成25年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第８３号
三重県四日市市采女町1011番地１　シェルモール采女403
債務者　石井　力也
1　決定年月日時　平成25年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第９３号
三重県三重郡川越町大字豊田100番地１　ロイヤルシャトー306
債務者　越智　邦弘
1　決定年月日時　平成25年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第９８号
三重県四日市市城東町３番１号　富士美荘本館808号
債務者　萬古茶やこと　福重　順子
1　決定年月日時　平成25年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第３０８号
京都市山科区四ノ宮川原町５番地19
債務者　佐々木　茂
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１４３号
奈良市千代ケ丘１丁目４番地の２
債務者　増田妃佐子
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
奈良地方裁判所